

広島県告示第千百六十二号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急病院として認定した。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
原田病院	広島市中区広瀬町一番八号	平成二三年一一月二八日	
広島市医師会運営・安芸市民病院	広島市安芸区畠賀二丁目一四番一号	平成二三年一一月二八日	更新
マツダ株式会社マツダ病院	安芸郡府中町青崎南二番一五号	平成二三年一一月二八日	更新